

概 要 公 表

平成19年10月から平成20年3月に確認されたレベル3以上の医療事故のうち、医療過誤に該当する事例

No.	区分	概 要	原 因	改 善・対 応 策
1	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>閉塞性動脈硬化症の手術を行った2カ所の血管のうち、1カ所の血管について、誤って病変のない血管を手術した。患者に説明し、意向を確認したうえで、再度、病変血管の手術を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的の血管の周辺部位は、過去にも同様の手術を行っていたことから、血管周囲の癒着が強く、病変血管の特定が困難であったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的の血管がわかりにくい場合はカテーテル検査の併用も検討(思い込みの排除)し、より注意深く手術を進める。</li> </ul>
2	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>左片麻痺のある入院患者の入浴介助中、浴槽に誘導する際に患者が転倒した。その後、疼痛の訴えにより、検査を行った結果、左大腿骨頸部内側骨折と診断され、手術を行った。(左大腿骨頸部内側骨折)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の一般状態の情報が共有されていなかったこと。</li> <li>麻痺のある患者の入浴介助時の移動における安全確保が不十分だったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴日、患者アセスメントを含むミーティングを実施し情報の共有を図る。</li> <li>入浴方法や特徴などを看護計画に記載する。</li> <li>看護技術と高齢者看護についての研修を実施し、今後も引き続き継続する。</li> </ul>
3	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動車イスを使用している外来患者の胸部レントゲン写真を撮影のするため、患者を車イスから撮影用の丸椅子に移動させ、撮影終了後、丸椅子から車イスに移乗させた。その際、患者の両脇から抱き抱えた所、疼痛を訴えたことから、検査を行った結果、右上腕骨骨折と診断され、自然接合を目的とする入院治療を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者の一般状態の情報が共有されていなかったこと。</li> <li>検査時に介助が発生すると認識していたが、拘縮、麻痺のある患者の介助を単独で行なったこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介助の必要な場合は必ず看護師が付き添い、他部門に適切な情報を提供する。</li> <li>介助の必要な患者については単独で行動せず、必ず看護師に連絡する。</li> <li>全職員を対象にした、拘縮、麻痺、骨粗鬆症のある患者の介助法の講習会を実施する。</li> </ul>